

009-1 の 6 保健事業補助金支給規程

(目的)

第 1 条 被保険者及び被扶養者の健康の保持増進並びに医療費の適正化に資することを目的とする。

(疾病予防事業に係る補助の範囲)

第 2 条 組合が実施する疾病予防事業の範囲は次のとおりとする。

事業の別	対象者	実施方法及び補助額（年 1 回）
人間ドック	40 歳以上の被保険者 及び被扶養者	28,000 円を限度として補助する。
婦人科検診 (乳癌及び子宮癌)	40 歳以上の被保険者 及び被扶養者	15,000 円を限度として補助する。
巡回検診	30 歳以上の被保険者	適切な検査機関を利用することが困難な地域に在住する 30 才以上の被保険者に対して事業所に検診車を派遣して検診を実施。補助額は消費税を含み 30 歳以上は 15,000 円、40 歳以上は 28,000 円を限度として補助する。
本人検診	30 歳以上 40 歳未満の 被保険者	12,000 円を限度として補助する。
家族検診	40 歳未満の被扶養者 (ただし、乳幼児及び就学者除く)	15,000 円を限度として補助する。
インフルエンザ 予防接種	被保険者・被扶養者	2,000 円を限度として補助する。

(手続き)

第 3 条 前条に定める検診を受ける場合は、組合の定める書式を以って届け出るものとする。

(補助の精算)

第 4 条 (1) 当組合が契約した検診機関で受診する場合は、検診機関からの請求により検診機関に補助額を支払うものとする。

(2) 当組合が契約していない検診機関で受診し検診費用の全額を事業所が立て替えて支払った場合は、事業所からの請求により事業所に補助額を支給するものとする。

(3) 被保険者が実施する人間ドック・巡回検診・本人検診においては、検診料から法定検診相当額を控除し、第 2 条に定める額を限度として補助する。

(4) 法定検診相当額は一律 6,000 円として算定するものとする。

(補助の制限)

第 5 条 実施から 2 年以上経過したときには補助しない。

(体育奨励事業に係る補助の範囲)

第 6 条 組合が実施する体育奨励事業の範囲は次のとおりとする。

事業の別	対象者	実施方法及び補助額
体育施設利用料	被保険者・被扶養者	1 回の利用につき 1,000 円 (月間 3 回)・法人月会費 3,000 円を限度として補助する。ただし、組合が法人契約を締結した施設に限る。

(手続き)

第 7 条 利用者の負担する額は、体育施設利用料から補助金相当額を控除した額とするため、利用者の手続きは不要とする。

この規程は平成 23 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は平成 24 年 4 月 1 日より施行する。

この規程は平成 29 年 4 月 1 日より施行する。(第 6 条 体育施設利用料補助を改定)